

小値賀町議会第一回定例会は、平成十九年三月六日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十二名

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

加 土 小 浦 末 松 岩 伊 横 立 黒 近

山 川 辻 永 永 坪 藤 山 石 崎 藤

雅 重 隆 英 一 勇 義 忠 弘 隆 政 一

德 佳 郎 明 朗 治 光 之 藏 教 美 輝

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	三浦	神川	巖谷	谷村	西川	中川	松本	吉元	中村	升水	大黒	熊脇	中谷
憲道	清敏	充	良一	久一	充	勝	信	章	裕	泰	一	功	也

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 松

永 永

清 一

美 誠

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十九年三月六日（火曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（末永一朗議員・松永勇治議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 所 信 表 明
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第二号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 第六 議案第三号 小値賀町副町長定数条例案
- 第七 議案第四号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第八 議案第五号 小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第九 議案第六号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十九年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、五番・末永一朗議員、六番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十二日までの七日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十二日までの七日間に決定しました。

しばらく休憩します。

（民主党・小沢代表来町のため、長時間の休憩に入る）

―	―
再開	休憩
午後	午前
三時	十時
二十九分	二分
―	―

議長（近藤一輝） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（山田憲道） 先ほどは皆さん大変お疲れ様でございました。

それでは、所信表明を述べさせていただきます。

本日、ここに、平成十九年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

国は厳しい財政状況の中で、様々な行政改革を進めており、なかでも三位一体の改革により、地方交付税の財源保障機能の見直しや税源移譲等がなされ、そのため財政力に格差が生じ、地方財政は極めて厳しい状況にあります。

本町とて例外ではなく、今後も厳しい財政運営を強いられることは確実であり、このような現実に対応していくには、今以上に効率的な行財政の運営に努めていくことが重要であると考えております。

ご承知のように、四月には統一地方選挙が行なわれます。これを踏まえ、平成十九年度当初予算編成に当たりましては、景気の維持と雇用安定のため、継続事業に係る公共事業費と事務事業はおおむね全額を、また、義務的経費については所要額を計上いたしております。それ以外の政策的経費につきましては、極力予算計上を抑えた骨格予算といたしております。

平成十九年度が町民皆様にとりまして、幸多きものとなることを心から念願しつつ、開会にあたり、町政の運営について所信を申し述べますと共に、議案の主なものについて、その概要をご説明いたしまして、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、各課から提出されております事業等につきまして申し上げます。

総務課関係について申し上げます。

依然として厳しい財政状況の健全化へ向けて、尚一層の行財政改革の推進に努めていきたいと考えております。

本年も引き続き、長崎ウエスレヤン大学などと連携を深め、町民総意の住民参画型の地域づくりを推進するため、人材育成事業や恵まれた地域資源を活かした事業の推進、そして町の情報発信事業の更なる充実を図りたいと考えております。

住民課関係について申し上げます。

福祉班では、社会福祉法人博仁会による、軽度認知症対応型グループホームの建設が始まり、夏から運営がスタートする予定です。今までは町内に同様の施設がなく、町外の施設に入居せざるを得ませんでした。今後は町内で対応できるなど、老人福祉の向上に大きく寄与するものと思います。

昨年の『障害者自立支援法』の制定を受け、見直しを進めていました町の障害者福祉計画が三月中に出来上がります。計画の中で地域活動所『憩いの家』は、『地域生活支援センター』として位置付けられ、住民ボランティアによるNPO法人が運営を行うという大きな転換期となります。施設から在宅へという大きな流れの中で、外海型の一島一町である本町においては、提供できるサービスの種類などに制約や難しさがありますが、きめ細かい対応を進めてまいります。

保健班では、団塊世代の大量退職を迎え、平成二十年度からの医療保険制度等が大きく変わります。生活習慣病健診は、簡素化され、保険者に義務化されます。受診率が国保会計への財政的な措置に影響すると言われていきます。また、後期高齢者広域連合による保険事業も始まります。平成十九年度は、その準備期間として体制作りを進めてまいります。

環境班では、循環型社会の構築、地球温暖化防止などが叫ばれておりますが、人口減にもかかわらず生活様式の多様化で、排出される廃棄物の量はさほど減っておりません。手段として十八年度に生ゴミの堆肥化を試行しましたが、今後さらに、住民の皆さんや関係機関と協議しながら、ゴミの減量化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

保育所・幼稚園関係について申し上げます。

保育所・幼稚園の合同保育をはじめ二年になりますが、保育所・幼稚園それぞれの利点を取り入れて幼児教育を進めてまいります。十八年度に取り組みました『小値賀町子育て支援ネットワーク』につきましても、十九年度においても県の承認が得られれば、引き続き継続していきたいと思っております。

十九年度の入所希望者は、現時点で保育所二十八人、幼稚園二十八人となっております。幼稚園は十八年度の児童数を維持しておりますが、保育所は十八年四月に対し、十一人の減となっております。特に三歳未満の児童数の減少が懸念されます。十九年度も、より一層の保育の充実を図ってまいりたいと思っております。

産業振興課関係について申し上げます。

空港関係では、空港利活用検討委員会での検討の結果、今後の空港のあり方について、一つめとして、今後の利活用策の実施、転用策の検討については、地元町が主体となって取り組んでいくべきである。二つめとして、町が取り組む事業の試

行期間と転用策の実施にかかる準備期間の二年間を限度とし、その間、県が空港の維持管理を継続して行うべきである。三つめとして、二年間の維持管理については、地元町の協力も得ながら極力削減するよう努力する必要がある。四つめとして、県は、補助金返還について国と十分な協議を行っていくとともに、地元町に対する各種助言等の支援を行うべきである。五つめとして、今後の利活用策を検討するに当たっては、両町における海上交通等の条件が異なることに十分に配慮すべきである。という五項目の提言が知事になされております。

この提言を元に当町としても、今後、空港維持管理費の節減に努め、空港を活用した『ニュー・ツーリズム』事業、パイロット養成校の誘致等、利活用の推進を図ります。

農林班では、平成十九年度から、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策を内容とする『経営所得安定対策大綱』が開始されます。それらを踏まえ、町においては、JAや関係機関と連携して講習会や集落説明会を実施し推進を図ってまいりましたが、平成九年度から農作業受託を主事業として活動している小値賀第一機械利用組合において、将来にわたり継続的に地域農業を守り、活性化を図ることを目的とした活動を展開するため、本町では初めての農事組合法人『おぢか大地』に名称を変更して、新たにスタートすることとなり、本年二月一日に法人登記されました。

今後においても、引き続き認定農業者の育成や、一定条件を備える集落営農体制の整備推進を図ってまいります。

水田農業につきましても、米政策改革推進対策のもと、新たな需給調整システムにより、十九年度から、JA等生産者団体自らが米の生産調整を行うようになります。今後は、行政による生産目標数量の配分は行わず、国による需給見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が需給調整を実施するようになっておりますが、地域水田農業推進協議会との連携を図りながら、平成二十二年度までに「米づくりの本来のあるべき姿」の実現に向けて取り組みを進めてまいります。なお、平成十九年度産の本町における需要量情報は、五百四・二トンで、昨年より二十一・八トン多くなっております。

農地・水・環境保全向上対策については、地域の農業者だけでなく、地域住民も含めた多様な方々の参加を得て、地域資源の適切な保全管理を行うと共に、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取り組みを促進する必要があります。これらの資源の保全向上活動への支援を行うこととなっておりますが、本町においては、ほとんどの農家地区において、二百五十ヘクタールの農地を範囲とした取り組みが行なわれることになりましたので、関係予算を平成十九年度予算に計上し



ております。なお、国はこの事業を推進するため、地方自治体の負担軽減について、地方交付税措置を講ずるとしております。

畜産関係では、子牛価格は平成十五年度以来高値が続いており、昨年四回の子牛せり市の平均価格は、四十五万九千八百九十七円となっております。高齢化等により飼育農家は年々減少していますが、子牛価格の高値安定により、担い手農家を中心として、肉用牛規模拡大の志向は強くなっております。今後は、里山放牧場、遊休農地の活用など、未利用草地資源の有効活用を推進し、放牧を核とした肉用牛の振興を図るための飼料基盤の整備を実施し、飼養頭数の維持、拡大を図っていきます。

林業関係につきましては、今年度も松くい虫防除のための空中散布及び地上散布の他に、姫の松原への樹幹注入を実施いたします。また、十六年度から継続しております『豊かな森づくり植樹祭』については、新年度から県が導入する『ながさき森林環境税』を活用し、住民が提案・参加して行うような森づくり活動を目指していきます。

農業委員会では、今年度は、遊休農地の解消や、担い手への農地集積などの課題に対応するための、『農地政策の見直し』が本格化する年となります。農業の後継者不足などに伴い、年々増え続ける耕作放棄地の解消を図るべく、県は新年度から、担い手農業者への借地料の一部助成などを柱とした五カ年計画の『耕作放棄地解消事業』（仮称）に取り組むことが決定しております。農業委員会においても、産業振興課と連携して『耕作放棄地解消計画』を策定し、解消すべき耕作放棄地を明確にした農地の有効利用方針を策定して、耕作放棄地の解消を促進していきます。

水産班では、昨年十月に、県内三番目の認定漁協として『宇久小値賀漁協』が誕生し、経営基盤強化のため、各種の施設整備が計画されております。今後、佐世保市と連絡調整を図りながら支援を行なってまいります。

また、平成十七年度から五カ年事業として、小値賀漁業集落が取り組んでおります『離島漁業再生支援交付金事業』については、十九年度においても、引き続き各種の漁業再生活動が行なわれることになっており、県・漁協と連携を取りながら支援を行なってまいります。

町直営施設の、アワビ種苗センターにおいては、稚貝の放流数の増加、あわび館においては、収支の向上を目標に効率的、効果的な運営に努めてまいります。

商工観光班では、日本の好況はいざなぎ景気を上回る長期好景気と言われておりますが、地方や中小企業においては、こ

の好景気に対する実感が無いのが現状であり、当町の商工業においては非常に厳しい状況にあります。また、県の行財政改革が進められる中、県内商工会の職員設置定数の見直しが行われることに伴い、宇久町商工会との指導員合同設置が予定されております。今後とも、商工会や関係機関とさらに連携を強めながら、積極的に商工業振興に取り組んでまいります。

観光におきましては、地域資源を活用した体験型観光の推進を図ってまいります。特に、今年六月からは、国際親善大使としてアメリカの高校生三百名の方を、国際修学旅行として受け入れが予定されているほか、夏場を中心とした自然体験キャンプなどの交流促進事業を積極的に展開いたします。これらの観光産業を総合的かつ効率的に展開するため、この度、『観光協会』『ながさき島の自然学校』、並びに『小値賀町アイランドツーリズム推進協議会』が統合され、新しくNPO（特定非営利活動法人）『おちかアイランドツーリズム協会』として、四月から活動が開始されます。大手旅行会社とのタイアップによる積極的な団体客・修学旅行の誘客活動や、各種自然体験ツアーの実践など、観光の産業化を通じた地域経済の活性化を図ることを目的としておりますので、町としても支援・連携を行い、交流人口の大幅拡大に繋げていきたいと考えております。島における自然体験と国際的な交流は、今後ともその可能性を十分に秘めており、農業・漁業の第一次産業との連携や、教育・文化部門における交流、或いは国際音楽祭による相乗効果など、今後の地域振興につながることを大いに期待するところでございます。

また、来年十月は、旧野首教会の献堂百周年にあたります。各種の記念事業の開催により、世界遺産の暫定リストから本登録を目指して町民一丸となった取り組みを行い、観光客の増加につなげていきたいと考えております。

じげもん推進班では、平成十八年度、町じげもん振興協議会を立ち上げ、当町の一次産品を軸とした地域資源を商品化及び販売ルートを確保し、生産から最終消費者までを取り込む『特産品販売ビジネスモデル策定事業』に取り組ましました。

十九年度は、この事業の継続事業として、当町の一次産品を含めた特産品の直販による、継続的なセット販売事業を確立するための包括的な広報活動を実施するとともに、特産品の高付加価値化への商品への研究を行う『むらおこし総合活性化事業』に係る費用の一部を助成することとしております。また、昨年は、町内の産業が一体となった第一回『じげもん祭り』を開催いたしました。十九年度においても、地元特産品に対する理解と、今後の消費拡大、並びに町民の交流と親睦の提供を目的に、二回目開催に対する費用助成を予定いたしております。

次に「地産地消」の推進として、『ふるさとの味・かーちゃんの味』つたえよー会が、事業主体となり平成十六年度より

取り組んでおります地産地消推進事業に、今後も継続して取り組み、事業の更なる推進を図ってまいりたいと考えております。じげもん販路拡大事業の一環として、昨年五月・六月の二カ月間、福岡市において、当町の食材をレストランのメニューに盛り込んだ『小値賀フェア』を開催しましたが、本年度も継続して実施いたします。

渡船班では、利用者の減少による収入減や、燃油の高騰に伴う経費増があり、やむを得ず今年、運賃改正や運航の見直しを行いました。今後、町民の皆様のご理解をいただきながら、町営事業としての継続的な各種の検討をしていきたいと考えているところでございます。

建設課関係について申し上げます。

平成十七年度より老朽化した公営住宅の解体と、公営住宅の建て替えを実施しておりますが、十八年度までに二棟八戸の公営住宅の解体と、六棟二十五戸の公営住宅を建設しています。今年度は、十八年度に建設した、小浜団地に隣接する用地に十四戸を建設し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の整備を図っていきたいと考えております。

下水道事業関係では、公共下水道処理区域全てが供用出来る様になり、本年度から斑地区の下水道工事に着手します。本年度は管渠工事を二キロメートル予定しており、工事期間中は、騒音、交通規制等により、地区住民の方には大変なご迷惑をおかけしますが、小値賀のきれいな海と環境保全のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

水道関係では、中村第二浄水場のポンプの改修により、第一浄水場脱塩装置の稼働を極力控えていましたが、本年度に浄水池を新設し、老朽化し維持管理に多大の経費のかかる脱塩装置を撤去する予定です。新たな浄水池の築造により、帰省客の多い盆等のピーク時にも、安全で安定した水道水の供給が出来るようになります。

役場前から、柳田町を通る県道は道幅が狭く、車等の通行に支障をきたしており、以前より、県に離合所等の改良工事を陳情していましたが、十八年度に調査測量費を付けていただき、本年度は改良工事に着手の運びとなっております。消防防災の面からも早急な完成が望まれます。

漁港関係では、フェリー等の抜港、また高速船接岸用ポンツーンが波浪により、利用できなくなること等を踏まえ、沖防波堤の延伸が検討されており、十八年度に調査測量設計が実施されております。十九年度には沖防波堤の工事に着手の予定です。柳漁港護岸は、台風等の東からの風の越波により被害が出ており、十九年度に越波防止の護岸改良工事を着手する予定でございます。

教育委員会関係について申し上げます。

平成十七年二月に、県は離島地域での小中高一貫教育の実施を打ち出し、それに伴い、本町でも『小値賀地区小中高一貫教育推進委員会』を設置するとともに各部会を立ち上げ精力的に研究を進めてまいりました。平成十八年十一月には、教育課程の基準によらない弾力的な教育課程を可能とするための『小中高一貫教育特区』の認定を受けております。その中で新たに『グローアップ科』『遣未来使学』を設けて、子ども達の生きる力や技能・技術を身につけ、子どもの夢実現に向け新しい試みを実施する予定です。去る二月七日には、十八年度までの小中高一貫教育研究について、研究結果を発表しました。そして平成十九年四月より試行を開始し、二十年四月には本格実施に向けてさらなる研究を進めてまいります。

連日、テレビ等マスコミで、いじめによる子ども自殺が報道されて社会問題化しており、学校、家庭、社会を巻き込んだ大きな問題になっております。その中で教育の果たす役割も大変重要になってきます。本町でも学校において子どもや保護者等に対応する相談員を引き続き配置し、子ども達の話し相手をしたり、悩みの相談に応じるなどの活動に努めてまいります。

少子化に伴う児童・生徒数の減少は、当町にとっても大きな問題であります。新年度の小学校への入学予定児童数は十九名です。このような状況の中で、教育水準の維持向上を図るよう、新たに取り組む『小中高一貫教育』に、学校、保護者、地域との連携を図り、取り組んでまいります。

診療所について申し上げます。

診療所は、現在、医師一名で診療を行っており、町民の皆様には大変なご迷惑をおかけしております。これは、昨年三月末をもって『長崎県離島・へき地医療支援センター』からの派遣期限が切れた医師の後を受け、四月から嘱託医師が勤務いたしておりましたが、都合により十月末をもって退職されたためであります。幸いに、支援センターから一名と、小値賀診療所に勤務することを希望されている医師をお招きし、四月からは三名体制でスタートすることができ、町民の健康管理に大いに貢献できるものと思われまます。

一月に実施しました『診療所に関するアンケート調査』には、町民の皆様のご協力により、多数のご意見・ご要望が寄せられました。問題ある項目につきまして十分協議の上、早急に改善していきたいと思っております。今後も住民皆様の声を聞きながら、安心して暮らせる医療行政に努めて参りたいと思っております。

議案関係について申し上げます。

まず、平成十九年度当初予算であります。一般会計予算の予算額は、二十六億二千七百万円、特別会計の予算額は七会計で、二十四億一千二百三十二万四千円となっております。

次に、平成十八年度補正予算であります。今回の補正額は、年度内に執行を要する事業費について計上いたしております。一般会計は、五千四百万円の減額、特別会計五会計で、一千五百八十四万八千円の増額補正をいたしております。この結果、平成十八年度一般会計の予算総額は、二十九億六千五百五十万円、同じく特別会計では、二十一億八千二百七十六千円となります。

次に、予算以外の議案のうち主なものについて申し上げます。

「議案第二号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」は、地方自治法の一部改正により、小値賀町例規集に記載されている助役・収入役の名称を変更・削除するものであります。「議案第六号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案」は、斑小学校の廃校に伴い関係部分を削除するものであります。その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

本定例会には、議案二十三件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで所信表明を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

三番・小辻隆治郎議員

三番（小辻隆治郎） 小中高一貫教育に対する町の姿勢についてお伺いします。

教育問題がそれに関わる児童・生徒がおられる家庭にとって大変重要な位置を占めているということは周知の事実であります。

したがって、我々が生活をしているこの小値賀町においても、町の行政サイドが教育について深い理解を持つことは論を俟ちません。即ち、子どもの成長を願う保護者に代わって行政当局も、子どもの教育について今まで以上に教育に関心を持つべきだと考えます。

この教育そのものの考え方の一方で、もう一つの視点を私は強調したいと思います。それは、町の教育体制を町の活性化という視点からも捉えられるべきではないかという点であります。

従来、主として教育は学校に通われておられる児童・生徒、その保護者、並びに先生方と教育関係者という世界でのみ把握されがちでした。しかし、もう一歩進めて地域の発展という要素も入れるべきではないかというのが私の意見であります。少子化・過疎化、そういう社会現象が否応も無く進展していく中で、当町の入学者数も減少の一途をたどり、部活の編成にも頭を痛める状況に至っております。地域経済を活性化して子どもの自然増を図る一方で、合目的な教育政策を意識的に採用していくことが当町にとっての、その切実な解決策になるのではないかと考えるからであります。

小中高一貫教育は、当町の教育政策において重要なキーワードであり、町の発展を促す起爆剤としての価値も十分に有するものと信じます。

さて、そこで、第一点の校舎建設についてですが、特区申請『八〇二』の中の、『特定事業の内容』にあつたように、北松西高の敷地内に校舎を新築して云々というようなことで計画が進行していたわけですが、途中で校舎の耐力度という要素が絡んできて計画が白紙に戻ったように見受けられます。その後、どのような方向に進んでいるのかお伺いします。

第二点目として、小学校・中学校に対する行政指導方針についてですが、今年二月七日に開催された『小中高一貫教育についての研究発表会』は、実に先生方の労苦の結晶と言うべき苦心作で、『おぢかつ子』はこういう教育現場から育成されるんだなど実感いたしました。その先生方の研究成果に対し、町の当該者としてはどのように応えていくのかお伺いします。第三点として、少子化・過疎化が当町にも例外でなく進む中、生徒の確保についてどのような対策をお持ちなのかお伺いします。

再質問は、自席にて行います。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

日本の社会を取り巻いている状況を見る時、テレビ、新聞等でのニュースの中で、特に子供に関する事件・事故が毎日のように報道されており、都市部においては、子供達が安全で且つ安心して生活できる環境整備や、大人のモラルも問題とされている状況です。

このような中で、教育の果す役割が大変重要になってまいります。当町においては、平成十七年度から県の指定を受け『小中高一貫教育』に取り組んできております。

校舎建設については、『小値賀地区小中高一貫教育推進委員会』の中で検討し、新たに校舎を建設する場合の建設場所は、高校の敷地内に建設すべきとの結論を出しております。その理由としては、『小中高一貫教育』を進めて行く上で、校舎の果す役割は大変重要であると考えているからです。小値賀中学校は、昭和四十年から昭和四十二年まで、三カ年に渡って建設されました。また、小値賀小学校は、昭和四十四年度から昭和四十六年度までの三カ年にかけて建設されております。両方の校舎は、建設されてから三十五年以上経っており、昨年十二月から校舎の耐力度調査を実施し、最終的に県の確認を得る状況になっております。その結果を踏まえて、今後、財源の確保や校舎の規模等、関係機関と検討して行きたいと考えております。

次に、各学校、特に小中学校に対する行政との関係についてですが、『小中高一貫教育』の取り組みについては、平成十七年度のまとめとして昨年十二月に報告会を、そして今年二月には、二年間の研究発表を行いました。それまでに至る過程において、特に教育現場の先生方は、本来の業務に加えて、今迄に事例のない初めての取り組みで、長期休業期間中だけでなく、普段の日も学校間で連携して大変な作業であったと思います。また、その先生方を指導・助言し、まとめてこられた校長、教頭先生方も、よく協力して頑張ってくれました。

四月から試行が始まりますが、初めてのことで心配な点もあります。しかし、この取り組みがスムーズに進んで行くよう教育委員会としては、できる限りの支援をして行きたいと考えております。そのためにも、『小値賀地区小中高一貫教育推進委員会』を継続させ、いろんな課題に対応して行きたいと思っております。

当町においても少子化は進んでおり、大変な課題であると認識しております。『小中高一貫教育』の主役は子供達です。その子供達が、この小値賀の地で十二年間を通した一貫教育を受けられる効果は、時間はかかりますが、子供達だけでなく地域の人達へ元気を与え、地域の活性化に大きな役割を果すものと考えます。

また、小値賀の子供達だけでなく、島外の子供達が、この小値賀町で教育を受けることは、地元の子供達にとっても大きな刺激となり、競争意識の高揚も図られ、たくさんのメリットがあると考えます。

この取り組みが、小中高の教育だけでなく、小値賀町の活性化にも大きく寄与するものと確信しておりますので、町長部局等とも連携を図って、大きな視点を持って取り組んでいきたいと思えます。

**議長（近藤一輝）** 小辻議員

**三番（小辻隆治郎）** 今、一点目、二点目、三点目にわたってご答弁を願いましたけども、一点目です、従来、北松西高の敷地内に隣接して、まあ敷地内から隣接して、そして中学校を高校の校舎に入れて小学校を新設すると、そういう計画でやってきたんですけども、ただそこで、先ほども言いましたように、『耐力度』という要素が出ました。そのためにこの計画が少し白紙に戻ったんじゃないかということなんです。

それで、私が聞きたいのはですね、現状のまま、今後はどういう形で動くのか、しばらくはその高校には建物は建てないんでしようけん、中学校はそのままと、小学校はそのままなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

**議長（近藤一輝）** 教育長

**教育長（巖 充也）** ご質問のとおり、校舎がすぐ建つわけではございません。当然、耐力度調査の結果、その状況によつてですね、この耐力度調査をした結果は当然財源の確保という意味で、国からの補助を最大限に確保するためには、この耐力度調査をしなければいけないという点がございます。

で、現状の状態から行きますと、すぐに校舎は建ちませんので、十九年の四月、要するに十九年度は、小・中の校舎をそのままの状態、この一貫教育を取り組んでいくという考えで今考えております。

なお、二十年度以降についてはまだ具体的な方針は出しておりませんので、十九年度の試行の中で、いろんな考えが出るかも知れません。それは、この推進委員会の中を含めてですね、検討していきたいというふうに考えております。

**議長（近藤一輝）** 小辻議員

**三番（小辻隆治郎）** 今、「耐力度」という言葉が出ましたけども、すでに一月にですね、この間予算化もしてましたから、小学校・中学校の耐力度が出てくると思うんですよ。小学校が耐力度がまだあるのか、中学校は無いのか、その辺はどうでしょうか。



議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 耐力度の点数というのはですね、仕組み的には私どもから昨年九月に補正予算で議決いただいて、十二月に業者に発注いたしました。で、業者が最初に調査をして、それを県の方へ調査結果を提出します。今提出している段階です。

で、県は書類のチェックを最初にします。書類審査をします。書類審査をした後に、現地確認をします。で、現地確認をした結果、その点数の最終的な確認は県がします。そこで点数が出て、県が『検印』という印を押すそうです。それによってその点数が正式の点数になる。従来の基準は「五千点以下」というのが国の基準で、五千点を下回っていれば、危険校舎という扱いで国庫補助の一番高い補助率が受けられるという状況です。

ただ、県の方に出した業者の点数はあくまでも業者が調べた段階の点数でございますので、正式な点数じゃございませんが、今のところ、小学校の校舎・中学校の校舎共、五千点は割っております。これはあくまでも業者の現時点での点数であって、最終的には県がもう一度確認しますので、それを待ってから正式にはやりたいと考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 当初の説明によればですね、一月の耐力度で、当初は五千点と言っていたんですけども、その後に突然四千五百点という数字を国が出してきたということですが、その時点ですね、校舎建設が私は判るんじゃないかなというふうな判断はしとったんです。

ところが、教育長の今の説明では、業者がまずその耐力度をして、その後に県がまたその点数が打倒かどうかをまた検討し直すと。そうすると、県はいつ頃この結果を出すわけですか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 提出する書類を県の方に送っております。県は今書類審査に入っている段階です。今確認しているところですね。

で、書類の審査が小値賀町だけでなく、他の市町からも来ているような話で、今、県の方の確認作業も混んでいるという担当の回答を得ておりまして、多分、現地確認がですね、今の県のスケジュールで行くと、今月中はちよつと厳しいかなという回答をもらっております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今の説明で多少解りました。

一応、他の所からも来ていることで、少し事務的にも遅れているという説明でした。

一応、小中高一貫教育で今後小値賀がどんどんそういう形で進めていくと思います。勿論、進めなくてははいけませんけども……。小中高一貫教育の中でですね、高校の敷地の周りに校舎を建設つちゅう主旨がですね、主旨は、まず先生方を一つの部屋に入れることによって、それぞれの小学校・中学校・高校のひとつの、何て言うか、『壁』をなくしていく、つまり、小中高の先生方の交流を図っていく。そうすることで、児童・生徒に対する授業の編成とか、そういうのがスムーズにいく。そして個々の、児童・生徒に対して十分な教育ができるということでした。

もし、そういうことであればですね、例えば、今年県の認定が小学校は耐力度がなくて、中学校は耐力が無いという認定がもしあればですよ、そうした場合にはどういようなお考えをお持ちなんですか。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 言葉の上なんですけど、何点という点数が出ますけども、その点数でその建物が使えるか・使えないかという判断ではないというふうに思っております。

と言いますのは、例えば三千五百点になったからその建物は使えないということではない。ただ、『危険校舎』という判断ではあると。その点ではですね……。ですから、まだ正式の通知がないので、この場では言えませんが、その状況によって考えなきゃいけないと思います。

小学校の校舎、中学校の校舎、約三年から五年の間の開きがありますけども、強度的にいけば小学校の校舎の方が中学校の校舎よりも耐力度はあるだろうというふうには認識しておりますので、どちらかの校舎、それぞれの校舎を有効的に活用することは今後考えていかなければいけないというふうには考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 一応、十九年度は小・中そのままという形で授業を進めていくということですね。そして、仮にですね、十九年度で結果がどういような結果に出るか判りませんが、将来的にはもう高校の周りに学校を持っていくというふうな結論はもう出たわけですね。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 小値賀町の小中高一貫教育の推進委員会という組織がございます。その中ではですね、この小中高一貫教育が一番いい形で進めていくのであればですね、校舎については一番近い所に作った方がいいと。それは、高校の敷地内に作った方がいいと。その推進委員会の答えでございます。それを受けて教育委員会は考えていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） 小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎） 一応説明解りました。

ただですね、まあいろんな意見がありまして、その意見を踏んだ形で今後の建設委員会とか、行政当局で考えてほしいと思っております。

一つの意見としてですね、こういう意見も有力ですので、この意見を言うてから第二問目に移りたいと思っております。仮にですね、中学校が耐力度がなくて、小学校がまだあつてという形の場合にですね、中学校の生徒さん、先生方を小学校の校舎に収めていくつちゅうな形になった場合にですね、一応、大規模改修だけで済むとか、そしてプールとかグラウンドもあることで、小学生にとっても都合がいいというような意見もあります。

ですから、そういう意見があるということはひとつ念頭に置いてから、校舎建設についての問題も進めていってほしいと思っております。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 新しく校舎を建てるということになると、多少時間的なものが必要かと思っております。

今、小辻議員がおっしゃったことは一つの手段としては考えられるということ、今後の課題で検討していきたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） 小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎） それでは二問目に移りたいと思っております。

小中高一貫教育推進委員会という形の中で、小中高一貫は進めていくというお話なんですけども、例えばですよ、私立学校の場合には、自分の学校はもう進学一辺倒にするとか、或いはスポーツを目玉にするんだとか、そういうような形で自分の教育目標というのは立てていきます。まあ、私立学校の場合には、恐らく理事会とか、協議会とかね、そういう所が決め

ていくんでしようけども、小値賀町の場合は、そういう教育目標というのはどの機関が決めていくわけなんですか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 小中学校、義務教育についてはですね、基本的には文科省が定めてある教育課程というのがございます。例えば、教育課程で言いますと、国語・算数・数学とかというのがあって、そういう教育課程が基本的にあります。それに代わるものとして、今回特区をとったというのはですね、従来、小学校・中学校で行っていた教科書の道徳とか、総合的な学習、それから特別活動、小学校一年だったら生活科、このような教科をですね、一応それぞれの一年間の時間というのがございますので、その四つの教科を実際には解体をして新たに作ったのが『グローバルアップ科』というのと、『遣未来使学』という教科を作っております。

で、基本的には文科省が教育課程として出している基本理念を逸脱はしてはいけません。それに沿ったものを、小値賀町に合った『グローバルアップ科』それから『遣未来使学』というふうな新たな教科を特区申請で認定をしてもらいまして、その中で今後取り組んでいくと、そういうことでございます。

議長（近藤一輝） 小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎） 例えば、この前の二月七日の、研究発表会の資料なんですけども、『おちかつ子』については、立派な文章で素晴らしいと思います。そういう『おちかつ子』を作りたいと、仮にですね、そういうふうな思った場合にですね、結局、学校の先生方は、例えば国語は国語の勉強、例えばこのくらいの勉強を教えとけばいい。この学年には数学は数学の勉強を教えとけばいいと。そういうような勉強の仕方をするんでしようけども、全体方針としてですね、例えば、小値賀の子どもには基礎学力とか何とかが徹底してないから、もっと基礎の方に方針を置くべきではないかと、重点を置くべきではないかと。そういうような考えを持った場合には、先生方がそれを行うわけですか？それとも、例えば今、『学力向上委員会』がありましたね。この学力向上委員会が先生方にそれを進言してから、その方向に行くわけですか？そういう機関があるわけですか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 学校の先生方が基本的には行います。この学力向上委員会の組織はですね、学校に対して指導をするとかっていうことではございません。

で、先ほど言った基礎・基本の問題については、この小中高一貫の取り組みの中で、大きな柱にしております。これは、そのために、小・中・高の先生がそれぞれの部会、それは例えば国語、算数、数学、社会、理科、それぞれの教科ごとに部会を作って、それぞれ小学生の過程ではどこまでやるか、中学生の過程ではどこまでやるか。で、最終的に高校では、最終的な子どもたちの進路、就職にしても進学にしてもですね、子どもたちの最終的な出口になりますので、その保証をしようというのが大きな柱でございます。

で、その一つとして、小学校の五年生・六年生から一部教科担任ということで、従来、小学六年生までは学級担任で一人の先生がすべての教科を教えていました。それを、今後、六年生から中学校一年生に入る過程の中で、子どもたちが今まで起こった事例とするのが、今まで一人の先生で授業を行った部分が、急に毎回授業が変わった先生になってしまうと、それから多少難しい点も出てくると、そういうところで子どもたちに多少の変化に対応できない部分が見られるというところがありますので、その分を踏まえて、小学校の五年生から一部教科担任ということで、中学校の先生、場合によっては高校の先生も含めてですね、その教科を学級担任の先生ではない先生に受け持ってもらおうというのが今回のねらいの一つです。

それから、もう一つは、『選択教科』という新しい教科を小学校に作りしました。これは、小学校六年生が、選択教科という、これは基本的には国語・算数を考えております。国語と算数の中で、小学校の過程で習得としておかなければいけない部分を、そこで習得していない子どもさんたちもいるだろうということも含めてですね、選択教科の中で、その部分を補強していこうと。で、中学校一年生と小学校六年生を対象にしております。中学校については『選択教科』という教科がありますので、特区の対象にはなりませんけども、今回、小値賀が取り組むのは、小学校六年生と中学校一年生を、国語と算数を中心に選択教科という教科の中で、これはあくまでも本来の国語、算数、数学の時間とは別に、年間何十時間かをその中で足して、基礎・基本を身に付けさせようという大きなねらいで取り組みたいというふうに考えております。

**議長（近藤一輝）** 小辻議員  
**三番（小辻隆治郎）** 選択教科の問題とか、グローアップ、遣未来使学とか、今度の特区の中で認められたわけなんですけども、それはまあ解ります。

ただ、私が聞きたいのはですね、この研究発表会の中の、資料の中に、非常にもう感動するところがあるんですけども、「個々の能力に合わせて習熟度学習を行う」と、そういうくだりがあります。今までちよつと話に聞いたところによればで

すね、今現在、実際、小値賀の場合が少人数学級になってます。その中で、なかなかその成果が出てこない、学年のむらもあるし、個人のむらもあるということ、なかなか成果が出ないということでありました。

そこです、私が聞きたいのは、そういう時にどうにかできないかということ、町サイドから学校の先生方にどういう関与をしたら、そういう、まあ言葉言うてもいいですよ。例えば、教育長が校長先生に「もう少しどげんかならんか。」と、ね。その関与の仕方がただそれだけの話なのかということ、聞きたいんです。もつと、町としてのですね、例えば、「こういう『おぢかっ子』を自分たちは理想としてるんですけども、先生方は協力してくれんやろか。」という、もう少し積極的な関与はできないのかということなんです。

ちよつと私もね、ちよつとあんまりはつきり言葉で表現できないんですけども、正直言つてあんまり教育委員会とかです、学校の先生に任せつきりちよつとちよつと場所があるんではないかというように、少し疑問があるんです。

例えば、今、こういう研究発表会で素晴らしい研究がなされました。それを実施していく先生方が転勤したりです、それから『初心忘るべからず』つちゆうような諺がありますけども、その初心を段々段々、経年劣化つちゆうか段々月日が経つにつれてもう忘れてくるつちゆうところがあるんです。そのときにですね、教育サイドが、それをしっかり補強するつちゆうか、カバーすると言うか、そういう形のことはいけるのかなあというところが一つの疑問なんです。

それについてはどう思いますか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） ひとつ、この取り組みの大きな目的の中にですね、先ほど議員が施設の関係でおっしゃったところの、小中高の先生を一つの職員室に入れることができないかというのが、これは私たちもこの取り組みの中で大きな位置付けにはしております。

と言いますのは、ご存知のとおり、小学生、中学生、児童数・生徒数が減っております。現状、この四月から小学校は六学級、一年一学級です。中学校も一年一学級になっております。

当然、県から配置される先生の数も学級数によって定員が減ります。そうすると、先生の数が限られます。従来どおり、小学校、中学校、高校という単位でやっていますと、その間の融通が効かなくなる。そこを含めてなるべく先生間を横断的に、表現はちよつと酷ですけども、先生方に横断的に動いていただくというねらいです。

ですから、例えば、小学校の六年生の教室の中に、中学校先生が、例えば一校時目に自分が授業を持たない時間があればですね、助手的に、「ＴＴ」と言ってますけども、助手的な形で入っていただくと。そうすることで二人で子どもたちを見れると。そういう取り組みがこれは生かせるんじゃないかというふうに考えております。

その取り組みについては、その先生方については、これは小中高の先生方をすべてを対象として考えておりますので、本来であれば、小中学校については町立でございます。高校は県立です。ですから、立場的には多少違いますが、小値賀のこの取り組みは小中高の先生方を一堂に会して小値賀の子どもたちのためにすべての先生が頑張っていたきたいという、大きなねらいです。

それから、やはり先生の中には指導力の問題で心配される点があると思います。これは任命権者が『県』になっておりますので、私どもの方から直接云々はできませんが、これは平成十三年の十二月にですね、県が指導力不足の先生に対する特別研修という制度をですね、一応機関を立ち上げて、平成十四年度から指導力が不足している先生方を特別な研修をするという制度を作っております。で、それは毎年、そういう先生の調査がまいります。現在のところ、小値賀町では指導力不足という先生は今のところ出ておりませんけども、もし、そういうふうな事が起こるとすれば、特別な研修を持って、先生の指導力を上げるということが考えられます。

で、もう一つは、私どもが今やっているのが、毎月定例的に、小中高の校長・教頭との会議を定例的に行っておりますので、その中で情報交換と言いますか、そういうものは十分にやっけていきたいというふうに考えております。

**議長（近藤一輝）** 小辻議員

**三番（小辻隆治郎）** 今、説明の最後のくだりの中で、校長・教頭を入れた定例会をもっている。そして指導力不足の先生方にもそういう指導を行うということで、少しは理解しましたんですけども、うくん、小中高一貫ですね、非常にこれが有力な武器となると私考えてるんですけども、もう少し小値賀町自体ですね、意見をどんどん先生方に発信して、そしてそれを理解してもらおうと。勿論「あーせろ。こーせろ。」ということは言いません。勿論、原則は先生方のあれに任せられますから強くは言えんのでしようけども、そういう定例を増やしたりとか、そういう形で先生方にですね、「理想的なおちかっ子をつくってくれよ。」と、そういう指導を今後もお願いしたいと思えます。

そういうことで、今度は三問目に移りたいと思えます。

一応、答えは、町長部局と連携して今後研究していくという答えでしたけども、私がこの前、平成十七年十二月にも同じような質問をしております。その中で、宮崎県に五ヶ瀬中等教育学校という公立校の中高一貫校、これがありますけども、この学校の位置はですね、一応熊本県に接する山間地、そういうところにあります。三町二村の中にあるそうです。定員四十名という、何かどうも最初から進学を目指したんかなあというふうな、少し見られますけども、確かに進学実績は素晴らしいものがあります。ただ、ここの学校の特徴はですね、全寮制にあります。全寮制の中でシステム問題とか、道徳的なことも勉強させてるようです。それも、一つの参考にはなるんじゃないかなあと思います。

それで、一応町長サイドと連携して考えていくということなんですけども、まず、小中高一貫教育がですね、今後、小値賀の学校の特徴になると思います。そして、その小中高一貫の効果と例えば、恐らく学力アップという形になってくるだろうと思います。学校の先生は勿論減ってきます。しかし、IT授業とか、総合乗り入れとか、そういうような授業をしていけばですね、そしてその中で個々の児童・生徒に対して個人指導を行うと。実に私塾的な、塾的な発想をもつとります。

そういう意味ではですね、将来的には結構優秀な子どもたちが育っていくというふうに思いますけども、そんなにある程度、それを小値賀の学校の特徴にすると、そういうような自覚は持つてですね、ひとつ進めて行つてほしいと思いますけども、それについてはどうでしょうか、教育長は……。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） ご質問のとおり、私もこの小中高一貫教育が島外に発する部分というのはかなりあると思います。

それから、これはあくまでも教育だけというふうには考えておりません。やはり町の活性化ということから含めたときにですね、子どもたちがたくさん島にいるということはですね、やはり島の中に元気があり、そして活性化につながる大きな要素だと思います。

で、現在、小値賀で生まれてる子どもさんがここ数年二十名を切っているような状況です。やはり、この取り組みもまた全国的に初めてのケースで、この四月に宇久・奈留・小値賀三地区が試行で始める状況です。やはり、効果と言いますか、そういうものを評価されるまでにはやはり何年かの時間も必要かと思えます。その辺は、我々も時間も当然考慮した上で取り組みはしていきたいと思えますけども、小値賀の子どもたちだけという視点ではなくて、やはり広く島外からの受け入れということも念頭においてやるべきだというふうには考えております。それは、この小中高一貫を進めていく中でも、推進



委員会の中でもそのような意見もございますので、外から来る子どもさんの影響力と言いますか、これは大きなものがありますので、その点では我々も小値賀の子どもだけという範囲では考えないで、やはり広く考えていくべきだろうと思います。そのための条件とすれば、やはりこちらに来た時の住まいとか、いろんな条件が出てきますので、そういう環境面での整備がござります。それは我々教育委員会、小中高一貫推進委員会でやれる範囲ではございませぬので、その点については、町長部局とか、議会の方とか、いろんな方たちとご相談をさせていただいて、受け入れができるような態勢づくりというのは必要かと思ひます。

それから、もう一つは、昨年十一月に内閣府から認定を受けました『特区申請』。これは今インターネットのホームページで見れるようにしております。二月七日に研究発表として出したものもです。今後、委員会の中でちょっと検討させていただいて、対外的にも外に情報が発信できるような、今言ったインターネットで出すようなことも考えていきたいというふうには考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、おっしゃられた町外にどんどん発信して、小値賀の良さ、自然の良さとか、そういうのも加えて町外から生徒たちを迎えるような仕組みを早く町長サイドと連携しながら考えて行ってほしいと思ひます。

遣未来使学が作成されましたけども、その中に「視野の広い人材を育成する」という大きな教育内容の理想を持っております。非常に立派な研究発表だったと思ひます。それを如何に小中高一貫の中で実現していくか、行政サイドがしっかり脇を占めてですね、育てて行ってほしいと思ひます。

以上、質問を終わります。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） ご指摘のとおり、我々もです。委員会、それから関係機関とよく協議をして対応していきたいというふうな考えております。

議長（近藤一輝） おはかりします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長します。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午後	四時	四十八分	—
—	再開	午後	四時	五十六分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

九番（横山弘藏） 私は、次の二点について質問いたします。

一点目は、行政報告でも触れられておりましたけども、笛吹港の抜港問題について。

二点目は、世界文化遺産で注目されている旧野首教会など、観光資源の活用について、町長及び教育長に伺います。  
始めに、山田町長に伺います。

笛吹港、正式には小値賀漁港ですが、この港の抜港は住民の生活、また経済活動において多くの問題を起こしております。外海離島である当町の港は、強風・波浪時に弱く、昨日も抜港したと聞いておりますが、町民の大切な交通手段である高速船、フェリー等が強風時に接岸できない事態が時々発生してはいますが、その主な原因は何であるのか伺いたいと思います。平成十七年十一月に、私たち町議会議員も一緒になって、水産庁へ防風・防波堤などの早期着工の件について陳情いたしました。その折、水産庁の方より、「予算は付けられるが、事業主体である長崎県は財政的にも厳しい状況であり、難しいのではないかと。」また、「抜港などの事態が発生しているようだが、風向きにより旧フェリー岸壁を利用してはどうか。」などの話がありました。この陳情の後、小値賀漁港の整備について県の対応など、進展はあっているのかどうか、行政報告にもありましたが、もう一度詳しく伺いたいと思います。

聞くところによると、この抜港問題は船会社の都合により起きることもあるとか聞いておりますが、その点についても対策、協議はなされているのか伺います。

なお、再質問と二点目の、旧野首教会など、観光資源の活用については、自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 抜港の問題についてお答えいたします。

抜港の主な原因として波浪により入港が困難なこと、強風、主に北風と南からの風により、接岸が困難であることが考えられます。過去の抜港状況を調べますと、船会社によって抜港状況が異なっておりますので、船舶等によっても抜港の原因ではないかと考えられます。

原因が、漁港整備の不備ではないかとのご質問ですが、波浪については防波堤の築造により静穏度の確保は可能ですが、強風については地形等の条件によります。

船会社との協議については、整備計画等の折、県、船会社、町とでの協議を行っております。船会社からの提案については、県当局も前向きに対応していただいております。波浪の対策として、沖防波堤の延伸等も検討され、調査測量が実施されております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏） この抜港問題はですね、役場の方にもその度に苦情の電話がかかっていると聞いておりますけども、また住民の方からもよく抜港して、小値賀に帰って来る時に予定どおり帰って来れなかったり、それから荷物の配達が遅れたりとかですね、いろんな支障が出ているようであります。

資料を見るとですね、ある年には八〇何%という就航率になっていたりですね、結構抜港とか欠航が起きております。この抜港問題を解決する上で、水産庁ともですね、私たちも行つて協議しましたけども、なかなか満足のいく応えは得られなかったと私は感じております。

しかし、今日の行政報告で、十九年度には沖防波堤の工事に着手予定となっておりますけども、どのような沖防波堤が出て、それによって抜港がいくらかでも改善されるのかどうかですね、その辺についても答えを願いたいと思います。

それから、ついでにですね、抜港した場合に、宇久までフェリーが来たりとか、高速船が来たりしてですね、小値賀までを今度は別の瀬渡しで、二千円とか三千円とか払って小値賀に帰って来るとのことですが、その辺の、小値賀町としてのですね、住民のサービス低下の件について何か対策とかですね、立てられないものかどうか、その辺も一緒に伺いたいと思います。

よろしく願います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

議員さん全員と私とで水産庁に昨年ですね、今の防波堤の延長、それから島防波堤を風除けにと、それと今の高速船の可動橋がチェーンになっているというところで固定化をお願いしてまいってきたわけですが、十八年度に調査をいたしまして十九年度はですね、今の沖防波堤を延長するというふうに聞いております。

また、抜港問題につきましてはですね、古い防波堤の護岸に可動橋を付けるということも検討するというところで、今、確かに県の方も金がないとかいろいろ言われておりますが、やっとな可動橋もですね、橋の雨対策ですか、そういうことも出来ておりますので、いっぺんにということじゃなくてですね、まず沖防波堤と、それから抜港対策としての旧護岸の可動橋はやると。それによって高速船のアンカーじゃなくて固定化をしたいと。その後、どうしても駄目な場合はですね、また今後とも検討したいというふうに言われております。

二点目につきましては、私たちが今思っているのが、旧の古い護岸に可動橋が出来た場合には、抜港がないんじゃないかということ、まあ選挙前でもあるし、こういうことについてはですね、今の時点では答えることができませんけれども、やはり旧防波堤の可動橋をした場合には抜港がなくなるというふうには聞いております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏） とにかくですね、抜港問題は結構住民の方からよく聞かれます。

それで、私はこの一般質問で進捗状況を知らせたいがためにですね、一般質問を行っているんですけども、どうしても小値賀町の今の大切な交通の足はですね、航空便も休便になっているし、それから高齢化によるお年寄りの佐世保への病院の通院とかですね、とにかく小値賀町の島民にとっては都市部と結ぶ大きな動脈でもあります。このインフララインが途絶えるんですね、大変な問題が起きていると思います。

そういう意味において、今後もしかしたら船が立派に接岸できるように、また少しでも抜港問題が解決できるようにですね、担当の方はしっかり取り組んでほしいと思います。

旧可動橋ですかね、あれは北村代議員も抜港が多いようであれば、あれを修繕して使ったら抜港が減るんじゃないかと、そういうことを多分水産庁に行ったときに語っていたような気がいたします。

そういうことにおいてもですね、しつかりいろんな方とも協議して相談してですね、立派な港になるように、小値賀漁港になるようにですね、取り組んでほしいと思います。

この問題については、町長も十分取り組んでいると思いますので、この辺で質問を終わりたいと思います。次に、二点目の観光資源の活用について、まず山田町長に伺いたいと思います。

今年の一月二十三日、文化庁は、国連教育科学文化機関『ユネスコ』に提出する世界文化遺産登録の国内候補の暫定リストに、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を追加掲載することを決定しましたが、県の方では、これを受けて、「文化的価値を評価し、国の指定をとる作業が必要」として保護策を徹底する考えを明らかにしています。

小値賀町の旧野首教会もこのリストに入っているわけですが、町長はこの歴史的な出来事をどのように受け止めているのか考えを伺いたいと思います。

元、野首の住民で、白濱清太郎氏の書いたものが手元にあるのですが、旧野首教会の歴史とか、信者の皆さんの苦難の道がよく解ります。この書き物によると、野首教会を建てるのに当時十七戸の世帯では共同生活をし、大人は二食、子どもは三食と、共同炊事を行い、資金を蓄え、総工費、当時のお金で三千元で、一九〇八年に完成したとのことでした。

他にもいろいろと旧野首教会の歩み・歴史について語り継がれてきたことが書かれています。ト教迫害の歴史を伝え、信仰を守ってきた人々の魂の宿る建物と言えらると思います。

小値賀町としてはこれを機に、これから旧野首教会を貴重な文化財として今以上に守り、整備して、その価値をどのように内外に知らせて町の活性、発展につなげるのか伺いたいと思います。

金子県知事は、特に離島での地域振興の面で意義深いものと言っていますので、しつかり検討を要すると思いますが、どうでしょうか。

教育長にも伺いたいのですが、旧野首教会は建築されてから来年で百年という節目の年になりますが、町当局として何か記念になるようなイベント等、行う考えはないのか一緒に伺いたいと思います。

まず、この世界文化遺産の暫定リストに上がったことについて町長の見解を伺いたいと思います。よろしく願います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 本年一月二十三日、文化庁は全国から提案された二十二件の候補の中から四件を「日本が推薦する世界文化遺産の候補」として、「ユネスコ世界遺産委員会の暫定リスト」に登録申請すると公式発表いたしました。その四件の中に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が選ばれ、その「教会群」の中に「旧野首教会」が入っております。「旧野首教会」は、平成元年三月三十一日に県指定文化財として指定されている施設です。

今回の四件は、本年一月三十一日付で、日本政府から世界遺産委員会に提出され、正式に「世界文化遺産候補の暫定リスト」に掲載されております。

もし、「旧野首教会」が世界文化遺産を構成する資産として認定された場合は、本町が有する文化財が、「世界の文化財」へと飛躍的にその価値が高まることを意味するもので、大変素晴らしい出来事と認識いたしております。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 「旧野首教会」の歴史的・文化的価値の高さについては、従来より十分に認識しており、昭和六十三年、既に荒廃の極みにあった「野首教会」を町単独事業として修復復元工事を実施し、先に町長が述べました県の文化財の指定を受けるに至っております。「旧野首教会」は、あくまでも文化財としての価値の高さ故に、長く後世に伝えるべく、手厚い保護を必要とします。まずは、この一点が第一であります。

従って、観光を含め、地域振興資源としての「旧野首教会」の活用は、これが前提であることを十分に認識した上でこのとでなければならぬと思います。こうした文化財保護への認識を踏まえつつ、本町の重要な教育資源、観光資源としての活用を図って行きたいと考えてます。

「旧野首教会」は、一九〇八年、明治四十一年十月に、キリスト教会として正式に発足しております。平成二十年十月で、百周年となり節目の年でもあります。記念になる事業を行う上では、本来的には「宗教施設」であることを踏まえて、内容について十分に注意する必要があるかと思えます。

なお、歴史民俗資料館が開館二十周年を同時に迎えますので、今後、二つのことも含めて検討をして行きたいと思えます。

議長（近藤一輝） 横 山 議 員

九番（横山弘藏） 教育長もですね、それから町長も、文化庁の世界文化遺産の暫定リストに上がったことについてですね、しっかり認識しているということで一応安心いたしました。

長崎県もですね、県知事を先頭に今年の四月から、その関係の部署を設けてですね、もっとしっかり取り組むということであります。小値賀町も国とか県の話によると、その地域の方がしつかり文化財の重要性を認識して、それを守り、そして引き継ぐ、受け継いでいくという、そういう強い取り組みが必要だということをおっしゃっています。

野首は自然学校もありますし、あの昔の学校のたたずまいと共に、レンガで出来たあの教会のたたずまいはですね、どこかの地区にある教会よりも非常に素朴で、「神秘性」と言いますかね、存在感を私は感じます。宗教を超えてですね、本当に人類の何百年の歴史を受け継いでいるあの建物をですね、しつかり守って後世に伝えてほしいと思います。

あの当時ですね、改修した時の町長は多分、津田元町長と思いますけども、補助金に頼らずにその重要性をその時に感じてですね、修復したその当時の町長にも敬意を表したいと思います。

それから、それを受けて県の文化財に指定されたと思いますけども、そういった長崎県、若しくは日本の宗教の、キリスト教、特に隠れキリシタンとか、潜伏していた当時のキリシタンとかですね、いろんな方の時代背景があると思いますけども、これが世界の同じ文化圏にとってはですね、この旧野首教会の存在は、世界的に訴える力を持っていると思います。この旧野首教会をですね、この機にしっかりと見つめ直して人的交流とかですね、国際化ということがよく言われますけども、そういうところにですね、この機を利用してしっかりと小値賀町を宣伝して、いい方向に持って行ってほしいと思いますけども、その辺のことについて町長はどのように考えているかご意見を伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

昨年、白濱さんが役場に来られて、野首に行ったときに昔のままの教会が威厳があつて素晴らしい教会であつたと、そこまで小値賀町の町民がですね、こういうふうな修復していただいたいというふうな涙を流して言ったことを覚えておりますが、二十年の十月二十五日がちょうど百周年になるということはお聞きいたしておりますし、今、少し傷んでおりますので、その分についてはまた十九年度で修復がなされるものと思っております。

それから、自然学塾村につきましても、厨房、それからトイレ、浴場、そういうのにつきましても増築工事ですね、今後九月の末ぐらいから出来ると、そしてまた来年は同じ時期に歴史民俗資料館の二十周年記念ということで、やはり三つを抱きかかえたような、幅広いイベント等も今後検討しなければいけないと思っております。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘藏） イベントのことまで言及していただいて、もう質問することはないのですけども、私のお客様が数年前小値賀に訪れた時に、野崎を散策したんですけども、その時は何も語らずですね、小値賀のこの本島に帰って来たんです。そして夜、一杯飲んでいると、「ちよつと挨拶をさせてくれ。」ということ、その方が挨拶をしました。みんなの前です。すね……。そして、野首の教会でゆつくりたずんで、しばらくゆつくりしていたんですけども、その時を振り返ってですね、非常に小値賀の文化に触れたと言って感動しておりました。世界をあっちこっち行っている方なんですけども、小値賀のこの『精神性』の深さと言うか、そういった隠れたところですね、素朴な文化、そしてここまで誰もいなかったところに教会がポツンとあるこの何とも言えない景観をですね、非常に感動したと言って、その方は語ってくれました。

だから、私たちはですね、小値賀町の文化財とか景観に対してそう感動しないと思えますけども、都会の人とか小値賀以外の人はですね、ああいったものを見ると何かしら感動するそうです。私も感動しますけどもね。時々……。

そういう意味で教育委員会もですね、それから町長サイドもですね、しっかり横の連絡をとりながら、歴史民俗資料館のことも頭に入れてですね、しっかり今後の世界文化遺産に向けての取り組みは勿論、小値賀町のためにしっかりこの文化財を守っていくように、そして世界にアピールするように取り組んでほしいと思います。

もう一度、町長の答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 先ほど言い忘れたんですが、十月二十五日をはさんだ三日間ぐらいが、また国際音楽祭でいろいろですね、計画をしているようにございます。

そういうことで、いろいろの面につきましても確約は出来ませんが、一応前向きにですね、今検討をさせていただいているということ、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	—
再開	休憩
午後	午後
五時	五時
二十二分	二十二分
—	—



議長（近藤一輝） 再開します。

日程第五、議案第二号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第二号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成十八年六月七日に公布され、平成十九年四月一日から施行されるのに伴い、条例の改正が必要となりましたので、ご提案申し上げます。

第一条、小値賀町特別職報酬等審議会条例の一部改正。

第二条、町長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正。

第三条、小値賀町職員旅費支給条例の一部改正は、地方自治法の改正により、「助役」に代えて「副町長」を置くこと、「収入役」を廃止して「会計管理者」を置くこととなったため、一部改正であります。

普通であれば、三つの一部改正の議案をそれぞれ上程するのですが、今回は共通の動機に基づいて複数の条例を改正しようとする場合で、このような時はこのような方法で出来るということになっておりますので、一つにまとめて条例を上程しております。

なお、参考のため、最近では平成十四年三月議会に「保健婦・助産婦・看護婦法」の法律の改正、平成十二年三月議会に「地方分権の推進を図るための関係法律」の改正で、このような同じ方法で条例改正を行っております。

最後に、条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 今の、提案理由の説明の中で、「収入役」を廃止して「会計管理者」を置くという説明がございましたけれども、会計管理者を置く条例は、今回は要らないわけですか？

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 収入役は、「特別職」でございます。

今回、会計管理者というのは「一般職」でありまして、条例を出す必要はないということでございます。

会計管理者は一般職でございます。我々と一緒です。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、会計管理者を置くつちゆうことになる、職員の条例の中は替えんていいんですか？

職員の条例に加えんていいんですか？「会計管理者」としての条例に……。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 条例は替えなくていいです。

その代わりですね、いろいろな規則がありますので、その規則をですね、四月一日から変わるわけですので、それまでに改正をしなければいけないと思っております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 了解いたしました。ありがとうございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第三号、小値賀町副町長定数条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第三号、小値賀町副町長定数条例案についてご説明いたします。

地方自治法の改正に基づき、行政の運営を円滑に執行するのに必要な副町長の定数を各自自治体が条例で定めることになっており、平成十九年四月一日から本町の副町長の定数を「一人」と定めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町副町長定数条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町副町長定数条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(谷 良一) 議案第四号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

平成十八年八月八日、人事院は国会及び内閣に対し、公務員給与の改定を勧告しました。

本年は、官民給与の比較方法について見直しを行った上で、公務員と民間企業の給与を比較した結果、その水準がほぼ均衡していることから、給与改定を行わないこととしました。

しかし、少子化対策が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における三人目以降の子と、二人までの子の手当額の差を改める必要があることから、三人目以降の子等の支給月額を「千円」引き上げを行うこととしました。

つきましては、本町においても人事院勧告に対する国及び県の取り扱いの状況等に鑑み、ここに「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」をご提案いたしました。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

第九条第三項の扶養手当でございますが、三人目以降にかかる支給月額を、現行「五千円」を、二人までの「六千円」と

同額とし、「千円」の引き上げを行うものでございます。

附則では、施行期日を定めております。

最後に条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第四号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第四号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

総務課長

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（谷 良一） 議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

平成十七年に人事院は、平成十八年度以降の公務員給与構造改革の勧告を行っております。

その内容は、官民給与の逆較差（〇・二六％の減）を解消するため、月例給の引き下げ改定、期末・勤勉手当の引上げ（〇・〇五月分）及び俸給制度・諸手当制度全般にわたる抜本的な改革となっております。

国は、民間企業における賃金体系の改革の動向等を踏まえ、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給表の改革、俸給表水準の引き下げ及び地域手当の新設による地域間配分の見直しをいたしました。また、勤務成績をよりの確に反映しうる諸制度の整備等を柱に、民間との均衡を図る趣旨から給与構造改革を実施しております。

つきましては、本町においても人事院勧告に対する国及び県の取り扱いの状況等に鑑み、ここに「小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案」をご提案いたします。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

第四条第二項は、期末手当、勤勉手当の支給、並びに方法であります。派遣医師の期末手当の基礎額の算出にかかる、調整手当を地域手当への文言の変更であります。

別表第一は、本町は国の指定職俸給表をもとにして、医師給料表（一）を定めておりますが、指定職俸給表が改正になったため、医師給料表（一）を改正するものです。

別表第二も、長崎県離島医療圏組合の医療職給料表（一）をもとにして、医師給料表（二）を定めておりますので、長崎県離島医療圏組合の医療職給料表（一）が改正になったため、医師給料表（二）を改正するものです。

別表第三は、特殊手当を定めておりますが、今回の改正は、医師手当及び管理職手当の減額でございます。

別表第四は、調整手当を、地域手当への文言の改正でございます。

附則では、施行期日を定めております。

最後に、条例の新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 医師給料表が改正になっておりまして、今現在の医師の、この前二月二十六日に全協で説明があった医師の本俸がですね、この中ではちよつと対象になるか判りませんが、別表第一の、まだあつておりませんが、二名がここに該当すると思います。そして給料表（二）が派遣医師のあれとなりますけれども、この三名の号給が判つとれば教えて下さい。

今から決めるつちゆうことであれば、結構です。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 松永議員ご存知のとおり、二人目の町の医師は今回の予算には計上しておりませんが、新しい先生は改正案の一号給です。金額的には七十二万八千円を考へております。

派遣医師の給料の決め方は、免許取得後何年ということに給料を決められておりまして、今回の方は免許取得後八年ということですね、三十三号給の、五十一万七千二百円になります。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） もう一名は私の聞きもれですかね？三名でしょ？もう一人おらるつてつしよ。三名つちゆうことやつたし…。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 今回、医師が三名体制になるんですが、田中先生と大隈元先生が町の職員です。金森先生が派遣医師なんです、私が今言ったのは一号給というのが大住元先生。それで先ほどの三十三号の、五十一万七千二百円というの

が金森先生。あと一人は田中先生なんですけど、田中先生もいるんですか？

田中先生はですね、改正案の前の、現行の十二給なんですよ。ということは、百二十二万三千円なんです。金額が……。それで、その金額が改正案では無いですよ。ですから、百二十二万三千円となっております。ですから、号給では八号給になります。八号給ですね、職員と同じように今の給料表の保証があるわけです。我々もそうなんですけど……

それで、田中先生は、前の給料の保証をするということで、金額は百二十二万三千円ということですよ。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうすると、田中先生は下げることができないから、前付いているのをもっていくと。そうすると、新しいこの給料表の中には田中先生の額は無いということですね。

解りました。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） そうした場合ですね、医師給料表（一）に付け加えて、八か九にしてですよ。そしてこの数字を入れればかんとまずいんじゃないですか？給料表に無いっちゃうと。田中先生の給料額がですよ。

ですから、八の次に九を継ぎ足してこの額を入れなければならないんじゃないかなと私はこう感じるんですけど、如何でしょうか？給料表に先生の号給が無いっちゃうのはおかしいんじゃないですか？

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（谷 良一） 号給は八号給でございます。

しかし、平成十八年三月の議会にですよ、職員の給与の条例改正を説明したと思うんですが、その時とまったく同じ考え方で、給料は皆下がりますけども、あ、みんなじゃありません。失礼しました。ほとんど、我々年とった人は下がるんですけど、前の給料が保証されておりますので、八号給の場合の金額は百二十一万一千円なんです、前の給料を保証されますので、田中先生の給料は百二十二万三千円ということで、号給は八号給でございます。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	五時	四十三分	—
—	再開	午後	五時	四十五分	—



議長（近藤一輝） 再開します。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第五号、小値賀町国民健康保険診療所医師の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（谷 良一） 議案第六号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の、条例の一部改正についてでございますが、斑小学校在、平成十九年三月三十一日をもって廃校になるため、斑校の医師手当と、斑小学校の薬剤師手当を削除しております。

最後に、条例の新旧対照表を添付しておりますので、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（近藤一輝）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第六号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決され

ました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後

五時 四十八分

散会

―